

決 定 書

異議申出人 (略)

異議申出人から令和8年2月19日付けで提起された同月8日執行の大阪府知事選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件申出」という。)について、大阪府選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件申出を却下する。

決 定 の 理 由

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第216条第1項において準用する行政不服審査法(以下「行審法」という。)第19条第2項第1号の規定により、地方公共団体の長の選挙の選挙の効力に関する異議申出書には、異議申出人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならないが、行審法第24条第2項の規定により、異議申出が不適法であって補正できないことが明らかであるときは、審理手続を経ないで、同法第45条第1項の規定により、当該異議申出を却下することができる。

本件申出に係る異議申出書には、氏名及び住所又は居所として、「大阪府住民。このたびの疑義ある結果の原因が選挙管理委員会から生じている可能性がある、または工作員が入り込み個人情報盗まれる可能性が否めない為、また報復攻撃の危険を避ける為に匿名にて提出する。」と記載されていることから、氏名及び住所又は居所が記載されているとは言えない。また、異議申出人を特定できないことから、補正をすべきことを命じることもできない。

以上のことから、本件申出は、不適法であって、補正できないことが明らかである。

なお、異議申出書には大阪市長選挙又は衆議院議員総選挙の効力に関し不服がある旨の記載があるが、公選法第202条第1項及び第204条の規定により、当委員会に異議を申し出ることができないものであるから、取り扱わない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和8年3月11日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。